

個人番号登録届

届出内容 (いずれかに○をつけること)	1. 登録	2. 変更	(変更の場合、個人番号は変更対象者のみ記入すること)
---------------------	-------	-------	----------------------------

組合員証 記号番号	組合員	ふりがな 氏名	住民票上の 住所
所属部課名		生年月日	

	氏名	生年月日	性別	個人番号	海外居住等
組合員			男・女		1. 海外居住 2. その他
ふりがな 被扶養者 本人確認済 <input type="checkbox"/>		年 月 日	男・女		1. 海外居住 2. その他
ふりがな 被扶養者 本人確認済 <input type="checkbox"/>		年 月 日	男・女		1. 海外居住 2. その他
ふりがな 被扶養者 本人確認済 <input type="checkbox"/>		年 月 日	男・女		1. 海外居住 2. その他

なお、被扶養者のうち、「組合員の住民票上の住所」と異なる住所の者がいる場合には、下欄に記入すること。

(対象の被扶養者)	(住民票上の住所)
-----------	-----------

- (1) 国家公務員共済組合法施行規則第 87 条の 2 に規定する短期組合員資格取得届を兼ねるものとする。
- (2) 国家公務員共済組合法施行規則第 87 条の 2 の 2 に規定する長期組合員資格取得届を兼ねるものとする。
- (3) 国家公務員共済組合法施行規則第 88 条に規定する被扶養者申告書を兼ねるものとする。

上記のとおり届出いたします。

文部科学省共済組合 琉球大学支部長 殿

届出者氏名

令和 年 月 日

(所属所記入欄) 組合員の個人番号については、本人確認を実施済みです。	所属所名
-------------------------------------	------

裏面の「記入にあたっての注意事項」「個人番号の利用目的」をよく読んで、記入すること。

【記入にあたっての注意事項】

- ①届出内容が「2. 変更」の場合、個人番号は変更対象者についてのみ記入すること。
- ②個人番号は、「個人番号カード」、「通知カード」または「住民票の写し」等を参照して、正確に転記すること。
- ③組合員の個人番号については、当共済組合において本人確認を実施するため、1～3 のいずれかの書類を添付すること。
 1. 「個人番号カードの写し（両面）」
 2. 「通知カードの写し」および「(写真付き) 身分証明書の写し」の2点
 3. 「個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）」および「(写真付き) 身分証明書の写し」の2点
（写真付き身分証明書の例：運転免許証、旅券、所属省庁の発行する身分証明書等）
- ④被扶養者の個人番号については、組合員において本人確認（個人番号カード等による番号確認）を実施すること。なお、本人確認を行っていることを示すため、「本人確認済」の□に✓を記入すること。（個人番号カード等写しを添付）
- ⑤海外居住、短期在留等の理由により、個人番号が付番されていない者については、「個人番号」欄は記入せず、「海外居住等」の欄において、いずれかの理由を○で囲むこと。
- ⑥国家公務員共済組合法施行規則第 87 条の 2 に規定する短期組合員資格取得届に記載する個人番号として届け出る場合は、(1) に
を入れること。

国家公務員共済組合法施行規則第 87 条の 2 の 2 に規定する長期組合員資格取得届に記載する個人番号として届け出る場合は(2) にを入れること。

国家公務員共済組合法施行規則第 88 条に規定する被扶養者申告書に記載する個人番号として届け出る場合は(3) にを入れること。

【個人番号の利用目的】

当共済組合では、組合員および被扶養者の個人番号を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）に基づく以下の業務で利用する。

- ・番号法別表第 1 第 28 号及び第 29 号に定められている「国家公務員共済組合法による短期給付及び長期給付の支給に関する事務」として実施される適用および給付業務。
- ・番号法第 19 条第 7 号に基づき実施される情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の提供において、同法別表第 2 各号に定められている情報照会者および情報提供者としての特定個人情報の照会および提供業務。